

県営繕課との意見交換会

日 時 令和5年11月9日（木）13時30分から

場 所 鳥取県庁 議会棟3階 第12会議室

一般社団法人 鳥取県電業協会

県営繕課と電業協会の意見交換会次第

日 時 令和5年11月9日(木) 13時30分～
場 所 鳥取県庁 議会棟3階 第12会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 意見交換会

出席者

・鳥取県 (8名)

総務部	営繕課		
課 長		下田	悟
参 事		川口	新二
参 事		山下	哲也
課長補佐(教育施設担当)		加藤	孝徳
課長補佐(技術企画担当)		衣笠	伸一郎
課長補佐(一般営繕担当)		井上	克人
係 長(保全担当)		清水	裕詞
電気技師(保全担当)		安部	拓郎

・一般社団法人 鳥取県電業協会 (8名)

会 長	岡本 安量	(株)ミナミコーポレーション
副会長(東部支部長)	山本 淳	永興電業(株)
副会長(中部支部長)	寺地 建	新陽電気(株)
副会長(西部支部長)	濱田 修	(株)ホクシン
東部副支部長	木原 謙一	キハラ電気工事(有)
中部副支部長	岸田 智則	岸田電気設備(有)
西部副支部長	松田 武志	松田電工(有)
事務局長	太田垣 順	

(令和5年度) 県営繕課と電業協会との意見交換会
「県への意見・要望事項」

(鳥取県電業協会)

(1) 工事設計書のホームページ上での公表について

(内容) 国土交通省の入札については、入札終了後に、契約後1年間という期限付きではあるものの細目別内訳までの金額が入った設計書の公開をホームページ上で行っており、基本的に誰でもパソコン上で閲覧、ダウンロードが可能となっています。自社の積算との比較、確認や検証という点で今後の積算業務の参考や勉強にもなりますので、インターネット上での設計書の公表について別紙明細も含めて、ご検討お願いできればと思います。

(2) 工事中盤での資材価格の変更における対応について

(内容) 工事中盤で、資材製造メーカーから、鋼材の販売価格変更の案内が届き、発注者監督員に提示したが、増額の対象とはなりませんでした。工事内容は、必ずしも設計図どおりであるとは限らず、工事の進捗に応じて施工図を作成し承認後に資材を発注します。

先行で、工事数量表とおりに資材の一括手配は難しいため、メーカーからの文書を確認頂き、柔軟に対応していただきたいです。

(3) 総合評価落札方式（営繕関係工事）について

(内容) 最近の電気工事では、小額工事の発注が多くなっている結果と思いますが、1社が連続して複数受注している事例が見受けられます。

これは生産指標額の関係だと思いますが、もう少し平等に受注機会を与える制度に見直していただきたいと思えます。例えば数年前に建築工事で見直しされたように考えていただくと宜しいです。

(別添参考資料)

令和5年度 工種・等級別の企業経営点及び生産指標額等の上限値・下限値について

(別添参考資料)

令和5年度 工種・等級別の企業経営点及び生産指標額等の上限値・下限値について

工種	等級	企業経営 (評価項目)		受注額 (評価項目)		
		総合評定値		生産指標額		県工事受注額
		上限値	下限値	上限額(千円)	係数	上限額(千円)
土木一般	A	1,100	880	781,000	0.50	390,500
	B	900	730	168,000	0.53	89,040
	C	750	630	71,000	0.35	24,850
	D	680	440	30,000	0.16	4,800
建築一般	A	1,150	920	1,997,000	0.14	279,580
	B	910	740	538,000	0.11	59,180
	C	800	540	151,000	0.07	10,570
とび等一般	A	940	690	73,000	0.60	43,800
	B	730	460	40,000	0.07	2,800
電気工事	A	1,140	730	463,000	0.29	134,270
	B	840	710	179,000	0.19	34,010
	C	760	510	78,000	0.08	6,240
管工事	A	1,060	840	719,000	0.15	107,850
	B	840	730	165,000	0.14	23,100
	C	830	540	55,000	0.09	4,950
アスファルト	A	1,030	790	231,000	0.45	103,950
	B	750	640	52,000	0.22	11,440
造園工事	A	890	690	43,000	0.71	30,530
	B	800	430	20,000	0.07	1,400
PC	-	1,040	720	70,000	1.00	70,000
港湾工事	-	1,160	770	292,000	0.66	192,720
建築解体	-	1,150	590	79,000	0.57	45,030
交通安全施設	-	980	590	12,000	1.00	12,000
法面処理	-	990	560	82,000	0.93	76,260
アンカー工	-	1,010	690	171,000	0.72	123,120
屋根工事	-	830	540	94,000	0.10	9,400
鋼構造物一般	-	820	540	28,000	0.24	6,720
舗装一般	-	1,020	490	5,000	1.00	5,000
しゅんせつ工事	-	930	650	63,000	0.42	26,460
塗装一般	-	900	490	131,000	0.27	35,370
区画線工	-	900	670	96,000	0.64	61,440
防水工事	-	810	500	81,000	0.15	12,150
置工	-	810	490	43,000	0.04	1,720
機械器具設置工事	-	810	560	69,000	0.37	25,530
電気通信工事	-	870	570	248,000	0.13	32,240
さく井工事	-	740	490	38,000	0.48	18,240
建具工事	-	810	550	125,000	0.04	5,000
水道施設工事	-	890	570	58,000	0.07	4,060
消防施設工事	-	820	560	16,000	0.24	3,840
解体工事	-	830	520	30,000	0.07	2,100

会社工事成績点数
会社工事成績を有しない者の工事成績
74点

トンネル工事受注額
上限額
319,000

令和5年度 鳥取県と鳥取県電業協会との意見交換会 (鳥取県からの質問等)

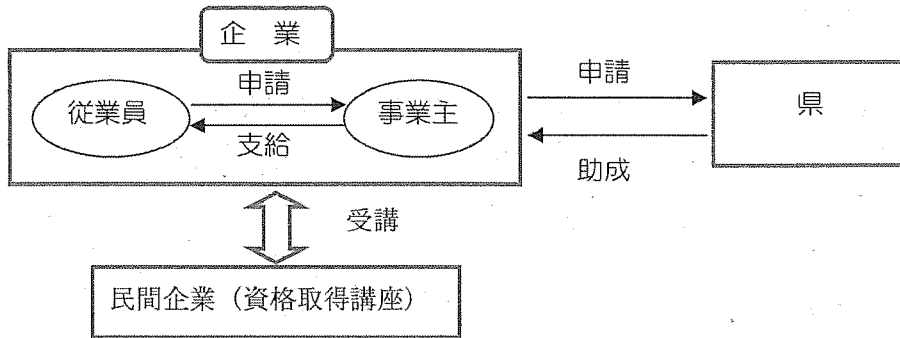
項 目	意 見
1 等級別の工事量について	<p>現下の資材費及び労務費の上昇は、来年度もさらに上昇することが予想されます。このことにより、従来と比べて等級別の工事量のバランスが変わってくるが考えられます。(従来はC級工事であったものがB級工事に、B級工事がA級工事になることがある)</p> <p>工事の発注等級をすぐに変更することは難しいですが、現時点で貴協会内において等級別の工事量バランスについてご意見がございましたらお聞かせいただきますようお願いいたします。今後の参考にさせていただきますと思います。</p>

地域の建物づくりを支える人材育成支援事業
 (資格取得支援事業)
建築関係の資格取得を支援します!

■事業内容

若手技術者の一級建築士など技術資格の取得を支援するため、民間が実施する資格取得講座等の受講に要する経費の一部を支援し、当該資格取得試験に係る受検等の取組意欲の向上、建設労働者のスキルアップ及び建築関係企業の人材育成の促進を図ることを目的とする。

■資格取得支援の構図



■支援の内容

- ・上記の対象となる研修(講座)の受講料の額の2分の1を乗じて得た額と30,000円とを比べて低い額を助成。ただし、対象研修の助成に関して国の助成を受けている場合は、助成の対象外とする。
- ・受講者が受講料を負担している場合は、補助金相当額の受講者本人への支給が必要。

■対象となる研修(講座)

以下の資格の取得に係る研修(講座)

- ・1級又は2級建築士
- ・1級又は2級電気工事施工管理技士
- ・1級又は2級電気通信工事施工管理技士
- ・1級又は2級建築施工管理技士
- ・1級又は2級管工事施工管理技士
- ・建築設備士

■補助金支給の対象者

当該試験を受験する年度の4月1日時点において満40歳以下の者で、かつ以下の企業に雇用されていて上記の資格取得講座を受講し、当該資格試験を受験する者。

- ・建築関係建設企業(建築一式工事、電気工事、管工事等を施工する建設業者)
- ・建築関係コンサルタント企業(建築一式工事、電気工事、管工事等に係る設計、測量等を行うコンサルタント業者)

■申請期限

毎年4月1日から対象資格の資格取得試験の実施日まで

令和5年度予算

	事業費	財源内訳
		一般財源
計上額	240千円	240千円

積算根拠 30,000円 × 8人

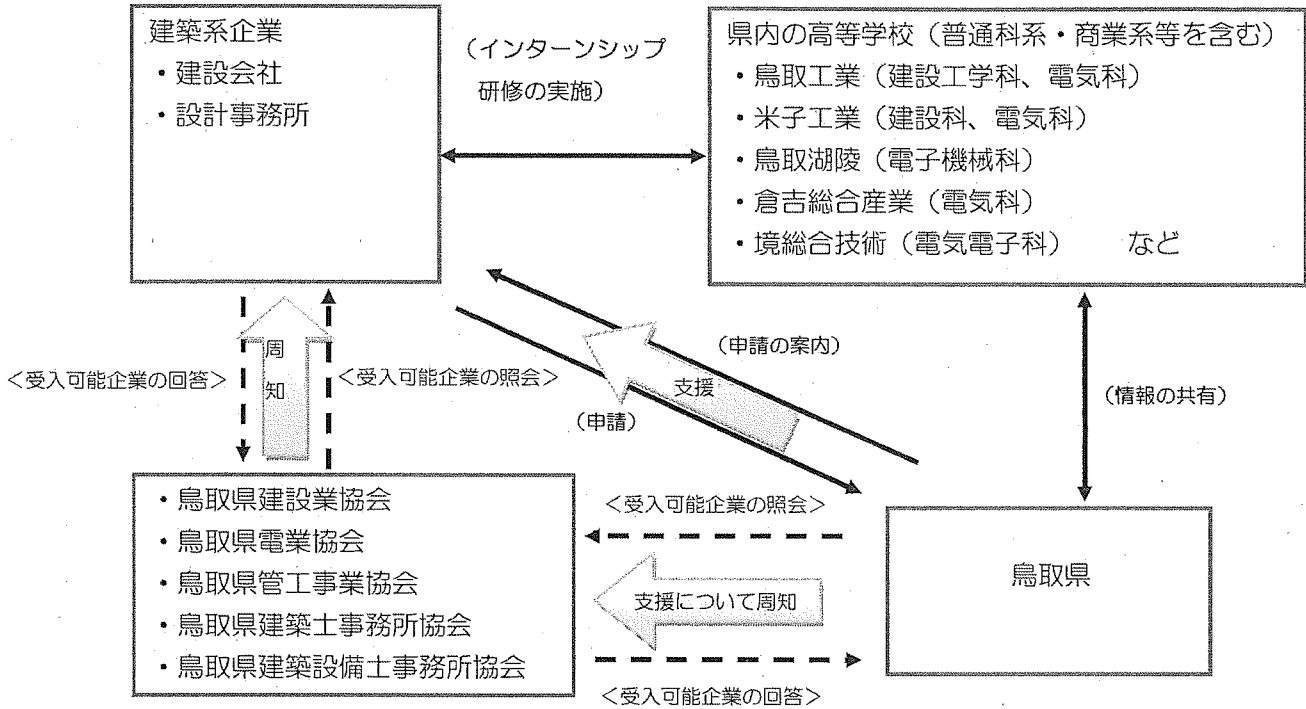
■補助金交付実績

区分	建築士	建築 施工管理 技士	電気工事 施工管理 技士	管工事 施工管理 技士	電気通信 工事施工 管理技士	建築 設備士	計
R4			4名		1名		5名
R3	1名		1名				2名
R2		5名	2名				7名
R1		1名	2名	1名			4名

地域の建物づくりを支える人材育成支援事業
(インターンシップ研修受入企業支援事業)

インターンシップ研修を支援します！

■インターンシップ（建築関係）研修の構図



■支援の内容

高校生のインターンシップ研修（実習・体験学習）を受け入れた建設業者等へ受入れに伴う経費の一部を支援（1日当たり9,000円、最大10日間）

■補助対象者

建築に係る建設業者、建築設計事務所、建築設備設計事務所

■申請期限

研修実施の7日前まで

令和5年度予算

	事業費	財源内訳
		一般財源
計上額	1,200千円	1,200千円

積算根拠 9,000円/日 × 延べ約134日

※過年度実績を基に積算。千円以下の端数切捨

■研修受入実績（補助金交付実績）

区分	設計	建築	電気	計
R4	0名/0事業所	13名/6事業所	47名/23事業所	60名/29事業所
R3	0名/0事業所	8名/4事業所	46名/20事業所	54名/24事業所
R2	0名/0事業所	23名/10事業所	46名/22事業所	69名/32事業所
R1	4名/3事業所	34名/16事業所	54名/26事業所	92名/45事業所

(参考資料)

令和5年8月25日

(一社) 日本電設工業協会
会 員 各 位

一般社団法人 日本電設工業協会
会 長 山 口



「働き方改革の推進申入れ」活動のお願いについて

○ 令和6年4月1日より、「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用となります。

このことにより、建設業の時間外労働時間の上限は、原則、月間45時間、年間360時間となります。＜法定労働時間は1日8時間、週40時間です。＞

また、この規定に違反した場合には、刑事罰(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が適用される可能性があります。

(なお、建設業の場合、災害の復旧・復興の事業については、例外として時間外労働と休日労働の合計について、一般の規制は適用されません。)

○国土交通省の調査結果によれば、民間建築工事において工期や現場閉所について受注者から提案するケースは15%程度にとどまっていることから、法定労働時間の「1日8時間、週40時間」を満たすため、現場閉所について「4週8閉所」を設定することは、「働き方改革」を推進する上での喫緊の課題となっています。

○上記を踏まえ、「働き方改革」が全ての工事関係者の理解と協力のもと実現するよう、今般、当協会の会員の皆さまには、工事の受注に際して、発注者等に対し、＜別紙＞内容の申入れを行っていただくことといたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○一般社団法人日本空調衛生工事業協会においても、同様の申合せが会員に対して行われているところであり、地域の実情を踏まえて必要に応じ、連携していただければと思います。

(別紙)

一般社団法人日本電設工業協会会員企業におかれては、「働き方改革」推進のため、受注する工事（工期が令和6年4月1日以降にかかる工事をいう。）について、可能であれば営業活動の段階から、以下の申入れ等を行うようお願いいたします。（別添のチラシをご活用ください。）

1. 発注者に対する現場閉所日数に関する申入れ

現場閉所日数について、会員側から積極的に提案することとし、原則、「4週8閉所」を提案する。工期との関係で「4週8閉所」が難しい場合でも、「4週6閉所」以上の条件を提案する。

<見積書における閉所日数提案の具体例>

① 自社が元請の場合（施主に対して）

「本工事における工事工程については、働き方改革推進のため、4週8閉所とさせていただきます。」

② 自社が下請の場合（ゼネコンに対して）

「本工事における工事工程は、働き方改革推進のため、4週8閉所として頂きますようお願いいたします。」

2. 後工程への配慮に関する申入れ

(1) 発注者に対する適正工期確保に関する申入れ

発注者に対して、電気設備工事は最終ランナーであることから適正な工期の確保など後工程への配慮を併せてお願いする。

(2) 発注者に対する仕様の早期決定等に関する申入れ

発注者に対して、仕様を早期に決定願うとともに、仕様変更が可能な期限を設定し、この期限を厳守するよう申し入れる。

また、受注後に発注者の意向による仕様変更があった場合には、工期見直しの検討が必要であることを併せて伝える。

3. 申入れ先について

上記の申入れ先、提案先としては、施主（発注者）のみならず、実質的に工期、工程、仕様決定等に関し、影響力の大きい設計会社、建設会社（ゼネコン）等も対象とする。

以 上

働き方改革の推進について

令和6年4月より、建設業にも時間外労働の規制強化が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、災害復旧等の特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

※違反には刑事罰適用の恐れあり(6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

～目指せ♪ 4週8閉所～

閉所は計画的に!!



4週8閉所!!

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	休	休
8	9	10	11	12	休	休
15	16	休	休	19	20	21
22	23	24	25	26	休	休

後工程へのご配慮をお願いします

電気設備は最終ランナー!!!

適正工期の確保

仕様の早期決定



一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association

協業
設企
電員
電会

「4週8閉所」を提案

働き方改革で発注者へ



山口 会長

日本電設工業協会（会長＝山口博・関電工特別顧問）は24日、時間外労働の上限規制が2024年度から建設業に適用されることを見据え、会員企業が「働き方改革」の推進で発注者などに申し入れを行う際、現場工事の中で電気設備工事の担う「後工程」への配慮について発注者側に求めていく。

電設協は25日付で、「働き方改革の推進申し入れ」の活動を促す会員企業向けの文書をまとめる。各会員はこれを受け、工期が24年

4月1日以降にかかる工事について、可能な範囲で営業活動の段階から発注者などに対して申し入れを展開する。

現場閉所日数は原則

4週8閉所を提案し、工期との関係で難しい場合は4週6閉所以上の条件を提示する。後工程への配慮については、適正な工期の確保のほか、仕様の早期決定などを求める。

申し入れ先は発注者だけでなく、工期、工程、仕様決定などへの影響力が大きい設計会社、ゼネコンも対象とする。

活動に当たっては、後工程を担う業界の団体として電設協と同じ立場にある日本電調衛生工業協会（会長＝藤澤一郎・ダイタン社長）とも連携する。日空衛との連携は、発注者やゼネコンの業界団体などに対して今年4月以降に行った共同要請活動に続く第2弾の位置付け。

24日に会見した山口会長は、申し入れの内容について「現場の方が動きやすく、言いやすい形にした」と説明。「会員企業が会社の規模によらず（発注者などへ）同じ言葉でお願いできるようにする」として、規制対応が円滑にいけばと思ってい」と述べた。

働き方改革の推進について

令和5年4月より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。

これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（労務基準）は、適用除外とされてきましたが、令和5年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、災害対応等の特別の事情がなければこれを超えることができません。災害対応には別表適用の取扱いあり（6ヶ月以下の期間が20時間以下の範囲）

～目指せ！4週8閉所～

閉所は計画的に！！

4週8閉所！！

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

後工程へのご配慮をお願いします

電気設備工事担当者へ

適正工期の確保 / 仕様の早期決定

一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Contractors Association

電設協が作成したチラシ。会員企業が申し入れを行う際などに活用する